

私は大阪維新の会大阪市会議員団を代表いたしまして、

議員提出議案第20号 「総務大臣に報告された大阪市の区域における特別区設置協定書案の取り扱いに関する意見書案」に反対の立場で討論させて頂きます。

まず始めに、「地方自治法違反」との文言がありますが、市長が市長として判断したことであり、法定協議会委員としての判断ではないので、法定協議会で作成された協定書の効力に影響が及ぶわけではありません。臨時議会を開かなかつたことを以て、この協定書が無効との判断は出来ないのです。

次に、協議会規約に違反もなく、この意見書がいかに「大阪府・大阪市特別区設置協議会規約」の理解からかけ離れているかをご説明いたします。

この意見書の中に、「特別区設置協定書案採決が強行された」との文言があります。「採決」がされている時点で、規約に違反がないから採決がなされているのです。

規約第六条、会議の中に、「協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければならない」「協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」と記載があります。

規約に則つている以上、強行も何もないのです。

この意見書案を提出した会派のみなさん。もうお気づきかと思います。みなさんはこの意見書の中で、今回総務大臣へ送られた特別区設置協定書案は、大阪府・大阪市特別区設置協議会にて採決されているものだ、と認めているのですよ。採決を無効にできる理由はない、と認めているのです。

いくら無効を宣言する決議をしたところで、特別区設置協定書案が規約に則り採決された以上、無効にできない、ならない。ならば意見を求める側である我々大阪市会が、総務大臣に意見書を出すの

はやはり違和感があります。さらに言えば、「法律や条例で我が社が出す協定書案にあなたの意見が必要と決まっているのだが、慎重に扱ってくれないか」とお願いすることは市民感覚で言えばまるで談合依頼のように聞こえる一面さえあります。

特別区設置協定書案は採決されているのです。あとは大阪市会として、総務大臣が客観的な意見を添えて返してくださるのを、横槍入れずに待ちましょう。

そして、総務大臣の意見が添えられた協定書案は市長を通じて大阪市会へも付議されるのですから、そこで修正の意見があるならば、修正すればいいではないですか。

本来であれば、我々維新としても各会派のみなさんと建設的な議論を進めながら協定書案を作成する意向がありました。しかし、みなさんが入り口論に徹して議論を進めず、さらには協議会に参加しないと自ら決めて、議長まで出席しなかつたのは事実であります。自らが招いた結果なのです。

規約には「協議会の目的に従い、誠実にその職務を行わなければならぬ」とはつきりと明記されている。協議会の目的は当然のことながら、協定書の作成。ボイコットという行為は究極の規約違反です。ご自身たちは規約に明記してある事項に反しておきながら、規約に明記されていない協議会委員の会派比率が、とおっしゃる。

そもそも、現在の大阪市会においては既に各会派の所属議員数の比率により法定協議会への推薦委員を割り当てて選定されている状態です。なんのためにボイコットする必要があつたのでしょうか？当然、規約に反してでも、都構想を止めたかった。そうとしか考えられません。これこそ、強行という言葉がお似合いです。

府議会の委員構成の変更については、府議会の推薦で決定されるものです。橋下市長は法定協議会の正常化を公約に選挙を行い、関市長36万8千票、平松市長36万7千票を上回る37万7千人の市民の民意により再選されました。

公約通り協議会の委員の推薦について各議会に申し入れ、府議会は議会の推薦により変更されました。公約を知りながらも選挙に对抗馬を立てなかつたのは維新以外の会派の皆さんではないでしょうか。府議会の推薦をおかしいと言う筋合ひはありません。

自分たちで協議会をボイコットし、自分たちで異常な状況だと、と総務大臣に先の決議書を持ち込むことでは満足できず、さらに意見書案を提案するのは、自作自演でしかなく、このような意見書が採択されれば、それこそ異常な状況だと言わざるを得ません。

再度にはなりますが、特別区設置協定書案は採決されているのです。規約に則つているから採決されているのです。あとは大阪市会として、総務大臣が客観的な意見を添えて返してくださるのを、横槍入れずに待ちましょう。

そして総務大臣の意見が添えられた協定書案が大阪市会に戻つてきたら、修正が必要ならば修正し、最後は住民の皆様に住民投票で決めてもらえばいいのではないでしようか。市民の皆様が協定書案すなわち大阪都構想の設計図を見せてほしい、自分たちで判断したいと、橋下市長の出直し選挙で民意を示されたのです。これ以上の横槍は民主主義に反します。

前向きに議論を出し尽くし、必要な修正を行つて、協定書を完成させ、住民の皆さんにきめていただく。そのために法律・規約に則り、誠実に職務を遂行し作成されてきた協定書案を協定書として完成させることが何よりの目的である以上、この意見書は不必要であると考えるので、これ以上の混乱をきたすことなく住民の民意に答える為にも、この意見書の採択に反対いたします。

以上、私からの反対討論とさせていただきます。